

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に関する質問・回答書及び修正事項等は1から3のとおりです。

令和7年11月21日

広島県東部総務事務所長 武田 将孝
(広島県東部農林水産事務所)

工事(業務)名	緊急予防治山事業 溪間工事 No. 1
入 札 方 式	一般競争入札(事後審査型)
業 種 種 別	土木一式工事
公告日又は指名通知日	令和7年11月18日
入 札 日	令和7年12月9日 ～ 令和7年12月10日
開札予定日	令和7年12月11日

- 1 公告変更(様式2)
なし
- 2 設計図書に対する質問・回答書(様式3)
なし
- 3 修正事項等(様式4)
1件

修正事項等

令和 7 年 11 月 21 日

工事（業務）名

入 札 方 式

業 種 種 別

公告日又は指名通知日

入 札 日

開札予定日

緊急予防治山事業 溪間工事 No. 1

一般競争入札（事後審査型）

土木一式工事

令和 7 年 11 月 18 日

令和 7 年 12 月 9 日から令和 7 年 12 月 10 日まで

令和 7 年 12 月 11 日

修正前	修正後
別紙 正誤表のとおり	

正

第1章 総則

第15節 工事現場の現場環境改善費

土木工事共通仕様書1-1-3-10「工事現場の現場環境改善等」によらず、次のとおり取り扱う。

- 1 現場環境改善費（率分）の内容については次のとおりとし、原則として、各計上費目から1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	(1)用水・電力等の供給設備、(2)緑化・花壇、(3)ライトアップ施設、(4)見学路及び椅子の設置、(5)昇降設備の充実、(6)環境負荷の低減
営繕関係	(1)現場事務所の快適化(女子更衣室の設置を含む)、(2)労働者宿舍の快適化、(3)デザインボックス(交通誘導警備員待機室)、(4)現場休憩所の快適化、(5)健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	(1)工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、(2)盗難防止対策(警報機等)
地域連携	(1)地域対策費（地域行事等の経費を含む）、(2)完成予想図、(3)工法説明図、(4)工事工程表、(5)デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、(6)見学会等の開催(イベント等の実施含む)、(7)見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、(8)パンフレット・工法説明ビデオ、(9)社会貢献

- 2 (1) 上記率分に含まれない熱中症対策・防寒対策に関する費用については積上げ計上とする。
(2) 積算方法は次のとおりとする。
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。
なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。
- 3 現場環境改善費の実施にあたっては、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載すること。
- 4 写真管理基準に基づき実施状況の写真を撮影すること。

誤

第1章 総則

第15節 工事現場の現場環境改善費

土木工事共通仕様書1-1-3-10「工事現場の現場環境改善等」によらず、次のとおり取り扱う。

- 1 現場環境改善費（率分）の内容については次のとおりとし、原則として、各計上費目から1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	(1)用水・電力等の供給設備、(2)緑化・花壇、(3)ライトアップ施設、(4)見学路及び椅子の設置、(5)昇降設備の充実、(6)環境負荷の低減
営繕関係	(1)現場事務所の快適化(女子更衣室の設置を含む)、(2)労働者宿舍の快適化、(3)デザインボックス(交通誘導警備員待機室)、(4)現場休憩所の快適化、(5)健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	(1)工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、(2)盗難防止対策(警報機等)、(3)避暑（熱中症防止）、防寒対策
地域連携	(1)地域対策費（地域行事等の経費を含む）、(2)完成予想図、(3)工法説明図、(4)工事工程表、(5)デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、(6)見学会等の開催(イベント等の実施含む)、(7)見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、(8)パンフレット・工法説明ビデオ、(9)社会貢献

- 2 (1) 上記率分に含まれない熱中症対策・防寒対策に関する費用については積上げ計上とする。
(2) 積算方法は次のとおりとする。
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。
なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。
- 3 現場環境改善費の実施にあたっては、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に記載すること。
- 4 写真管理基準に基づき実施状況の写真を撮影すること。